

平成26年（行ウ）第8号，平成27年（行ウ）第1号

原告 原告1－1ほか

被告 国ほか

準備書面（15）

【被告国の第2準備書面第4に対する反論】

2016年7月27日

福島地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人 井 戸 謙 一

ほか18名

【目次】

第1 法令の定め等について	2
1 災害対策基本法に定められた国の義務	2
2 防災計画の定め	3
3 防災指針の定め	5
第2 上記法令等を踏まえた、被告国の法的義務について	6
1 正確な情報提供の必要性	6
2 被告国の法的義務	7
3 上記1、2を踏まえた、被告国各機関の義務違反の内容について	8
4 原災法26条1項1号にいう「情報」の意味及び同号にいう情報伝達の意味内容について	10

【本文】

被告国は、第2準備書面第4において、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）26条1項1号にいう「原子力災害に関する情報の伝達」とは、「あくまでも周辺住民への一般的抽象的な広報活動であって、放射線の測定値に関するものではない」（同書面36ページ）と述べ、そもそもSPEEDIの予測情報等を含む、放射線量の測定値やその拡散状況に関する情報を周辺住民へ提供すべき義務はない、と主張し、その上で防災計画、緊急時モニタリング指針又は防災指針にもとづく被告国の公務員の法的義務及び義務違反の内容について重ねて釈明を求めている。

原告らはこの点について、すでに準備書面（5）及び同（8）で相当程度主張しているが、被告国の釈明をも踏まえて、改めて次の通り主張する。

第1 法令の定め等について

1 災害対策基本法に定められた国の義務

原災法は、「災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする」（1条）法律である。すなわち同法は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）に対する特別法と位置付けられるものであり、被告国は、原災法に定められた義務を負うのみならず、原災法と抵触しない限りにおいて、災対法に基づく義務も負うと解せられるところ、災対法（平成22年12月3日法律第65号による改正後のもの）8条2項は、「国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない」と定めている。特に、福島第一原発事故時の情報隠ぺい問題との関係で問題になるのは、以下の定めである（以下、下線は原告代理人による）。

- (1) 「災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項（同項1号）

(2) 「防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項」(同項 5 号)

(3) 「被災者に対する的確な情報提供に関する事項」(同項 16 号)

災対法 8 条 2 項 1 号、5 号を受けて、国は、SPEEDI ネットワークによる予測計算システムを整備し、また環境モニタリング指針を定めて緊急時における環境放射線モニタリングの実施方法について定めていた。原子力災害の際に、住民自身が被ばくから自分や家族の身を守るために最も必要な情報は、正確な環境放射線のモニタリングデータと、確実性の高い放射性物質拡散の予測データであるから、災対法 8 条 2 項 1 6 号の「情報」に、これらのデータが含まれることは自明であり、国には、SPEEDI ネットワークシステムや環境モニタリングによって得られた情報を、「的確」に周辺住民に提供すべき義務があったのである。

2 防災計画の定め

防災計画(乙 A1)は、災害対策基本法及び原災法を受けて次の通り定めていた。

(1) 「情報の収集・連絡体制の整備」

国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、原子力災害に対し万全を期すため、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任の明確化に務めるものとする。(p252)

(2) 「緊急事態応急対策拠点施設の指定、整備」

国【文部科学省、経済産業省】は、原子力緊急事態宣言発出後に政府の現地対策本部を設置し、国、地方公共団体及び原子力事業者等の関係者が一同に会し、情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策を実施するための対策拠点施設をあらかじめ指定するものとする。(p256)

(3) 「原子力安全委員会緊急技術助言組織等の体制整備」

原子力安全委員会は、緊急事態応急対策調査委員からなる緊急技術助言組織を設置し、(中略) 発災現場等の情報の収集・分析を行わせ、国、地方公共団体及び原子力事業者が行う緊急事態応急対策に対し、的確な技術助言等が行えるよう必要な体制を整備するものとする。(p256)

(4) 「緊急時予測システム」

国【文部科学省】は、放射能影響予測を迅速に行う SPEEDI ネットワークシステムを平常時から適切に整備、維持するとともに、対策拠点施設への接続等必要な機能の拡充を図るものとする。(p256)

(5) 「周辺住民等への的確な情報伝達活動関係」

国、地方公共団体及び原子力事業者は、特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

国、地方公共団体及び放送事業者は、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。(p261)

(6) 「原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡」

現地災害対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体は、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療機関情報の把握、住民避難・屋内避難情報の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。(p268)

(7) 「放射線影響の早期把握のための活動」

文部科学省、指定公共機関【放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構】、事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動を支援するものとする。(p269)

国【文部科学省】は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに SPEEDI

ネットワークシステムを緊急時モードとして、放射能影響予測を実施し、安全規制担当省庁、関係都道府県の端末に転送するとともに、関係省庁の迅速な応急対策の実施に資するため、予測結果を関係省庁に伝達するものとする。(p270)

(8) 「周辺住民等への情報伝達活動」

原子力災害対策本部、現地災害対策本部、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。(p280~281)

(9) 「住民等からの問い合わせに対する対応」

現地対策本部等は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。(p281~282)

3 防災指針の定め

また、原子力安全委員会が当時定めていた防災指針（甲A第33号証）には、次のとおり書かれていた。

- (1) 「国は、原子力防災専門官等を通じて原子力事業所における事故情報等を迅速に収集するとともに、職員や日本原子力研究開発機構等の専門家を現地に派遣することが必要である。また、事故の進展状況に応じて、関係省庁間での事故対策連絡会議を開催するなどにより関係者間での情報共有化を図りつつ、対応策について検討を行うなど警戒体制を整えていく必要がある。」（第5章 5-1(2)② 甲A第33号証 1465頁）
- (2) 「国は、原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部を設置する。その際、オフサイトセンター内に、国の現地対策本部、都道府県及

び市町村の対策本部からなる原子力災害合同対策協議会を組織して、情報を共有化しつつ、連携して応急対策を実施し、周辺住民等への放射線の影響をできるだけ低減するとともに、無用な不安、混乱を与えることがないように、適切に対応することが重要である。」（第5章 5-1(3)② 甲 A第33号証 1466頁）

第2 上記法令等を踏まえた、被告国の法的義務について

1 正確な情報提供の必要性

- (1) 福島第一原発事故の特殊性に照らし、正確な情報を住民に即時に提供することは、住民の安全確保及び被ばく量の低減のために極めて重要な意味を持っていた。被告国が、福島第一原発事故に際して、周辺住民に対していかなる義務を負っていたかを判断するについては、本件事故が、我が国がいまだかつて体験したことの無い未曾有の大事故であったことを考慮することが不可欠である。
- (2) すなわち、3月11日の電源喪失により福島第一原発では1号機ないし4号機において並行して制御不能の事態が進行し、12日から15日にかけて1号機、3号機、4号機と立て続けに爆発が起き、事態は時々刻々と変化していた。住民の避難と放射線防護対策は、このように刻々と推移する事故の状態に的確に即応することが必要不可欠であったことはいうまでもない。
- (3) そして、放射線が目に見えず五感で感知し得ないものである以上、放射線防護のために最も必要なのは、情報、とくに環境モニタリングにより得られた各地の放射線量の値とその増減傾向、そして SPEEDI システムにより得られた予測計算結果の情報にほかならない。これらの情報を住民に正確に、即時に提供することは、適切な行動を促すための基礎として必要不可欠であり、情報を隠ぺいすることこそが周辺住民の不安をもたらすものであった。
- (4) すでに見たように、被災者への的確な情報提供は、災害対策基本法 8

条 2 項 16 号が国に要請しているところであり、より根源的には、知る権利や幸福追求権に由来する住民の正当な法的権利である。ところが被告国は、原災法 26 条 1 項 1 号に伝達すべき情報として「放射線量」等の具体的例示がないことをもって、放射線量やその予測情報を住民に提供する法的義務がない、などと主張している。これはまさしく詭弁であり、住民の生命、身体の安全を著しく軽視する態度の表れであって、強く非難されるべきものである。

2 被告国の法的義務

前項にみた、福島第一原発事故の特殊性を勘案しつつ、災対法、原災法、防災基本計画等の定めるところを検討すれば、被告国（の各機関）は、以下のような法的義務を負っていたものと解すべきである。

- (1) 被告国の関係各機関は、緊急事態応急対策を実施するにあたり、相互に重要な情報を共有して適切な対応を実施すべき義務があった。特に **SPEEDI** を所管する文部科学省は、**SPEEDI** の予測情報とその評価を適時に原子力災害対策本部及び関係する地方公共団体に情報提供すべき立場にあった。
- (2) 文部科学省及び経済産業省は、原子力緊急事態宣言発出後に現地対策本部を設置すべき責務があるところ、現地対策本部において緊急モニタリングによる測定結果及び **SPEEDI** による予測計算結果を集約し、これらを適切に評価した上で周辺住民の被ばくを最小限にとどめるべき責務があった。
- (3) 原子力安全委員会は、緊急技術助言組織を設置して情報を収集分析し、国、地方公共団体及び原子力事業者が行う緊急事態応急対策についての確な技術助言等を行うべき責務があった。
- (4) 原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態応急対策の実施について最終的責任者であるところ、緊急事態応急対策として行うべき周辺住民等への的確な情報伝達について責任を負っていた。

3 上記 1、2 を踏まえた、被告国各機関の義務違反の内容について

(1) 文科大臣

ア SPEEDI を所管し運用する文科省は、単に計算結果をメールで送付すればそれで足りるわけではなく、その予測計算結果がどのような意味を持つものかを具体的に評価した上でその意味内容に即して災害対策本部及び関係各機関との間で情報共有すべきであった。周辺住民の被ばくを低減させるためには、放射性物質の拡散状況を予測し、これにもとづいて住民の防護・避難を行うことが有用である。だからこそ多額の資金を投入して SPEEDI ネットワークシステムが開発され運用されてきたのである。ところが、事故直後から政府に対する再三再四の開示要求があったにもかかわらず、SPEEDI の情報が隠蔽されたのは、文科省が SPEEDI による予測計算結果に対する適切な評価を怠り、関係機関への十分な情報共有措置を行わず、予測計算結果の公表の必要性を関係機関に周知させなかったためであった。特に、すでに指摘しているとおり、文科省は、実際に SPEEDI の予測結果に従って、2013 年 3 月 15 日夕方浪江町のモニタリングを行い、 $330 \mu\text{Sv/h}$ という異常な数値の環境放射線を観測したのである（原告 2016 年 5 月 14 日付準備書面（12）・7 ページ（3）、同 9 ページ第 3）から、この事実をもとに、予測結果にしたがった住民避難を関係各機関に勧告すべきであった。これを無視してなんら積極的対応を行わなかった同省に職務上の義務違反があることは明白であり、その責任は極めて重大である。

イ また、文科省は、指定公共機関等とともに、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員して地方公共団体が行う緊急時モニタリング活動を支援すべき義務があったところ、文科省の行った人員や機材の派遣は、その人数や数量の点において、極めて乏しいものであった。文科省の緊急時モニタリングに対する対応状況の詳細は、すでに原告準備書面（12）5 ページ（2）、（3）に主張したとおりであるので繰り

返さないが、児玉意見書に「歴史的不作為」と評されるほどのものであった。そして、未曾有の地震と津波、そして原発事故という三重の大災害に見舞われていた現地の各地方公共団体が、文科省等の人的物的支援なしに緊急時モニタリングを指針どおりに履行することは困難であり、当時、多大な援助が必要とされていたことは明らかである。ところが文科省からは極めて乏しい支援しか行われなかったため、十分な環境モニタリングが行われず、また地震により通信が途絶していたものの動いていたモニタリングポストのデータも利用できなかった。このとおり、文科省は、緊急時モニタリングへの支援義務を怠ったものであり、その結果、事故直後の緊急時モニタリングは十分に実施されず、住民の放射線防護は十分に行われなかった。

(2) 文科大臣及び経産大臣

文科省及び経産省は、現地災害対策本部を設置すべきものとして（第1の2(7)）、現地災害対策本部が収集した情報を適切に評価し、適時に公開して周辺住民の被ばくを低減させるべき職務上の義務があったのに、これに違反し、緊急モニタリング結果及びSPEEDIによる予測計算結果について適切な評価を加えなかったため、周辺住民への情報提供が行われなかった。

(3) 原子力安全委員会

原子力安全委員会は、緊急技術助言組織を設置して国、地方公共団体等の行う緊急事態応急対策に対し、的確な技術助言を行うべき職務上の義務があった（第1の2(5)）のに、これに違反し、事故直後に行われた緊急モニタリング結果及びSPEEDIによる予測計算に対する的確な技術助言を行わなかったため、本来有用であったこれらの情報は公開されず、周辺住民の避難にもこれらの情報が用いられることもなかった。

(4) 文科大臣及び原子力安全・保安院長

文科大臣及び原子力安全・保安院長は、3月18日と20日、米国エネルギー省が同月17日から19日にかけて空中測定システムを利用し

て作成した放射線汚染地図を同省から提供されていたにもかかわらず、これを速やかに住民が理解できる方法で公表しなかった。

(5) 原子力災害対策本部長

原子力災害対策本部長は、緊急事態応急対策の総責任者としてその実施について最終的かつ最高責任を負うものであり、福島第一原発事故発生直後、住民避難に極めて有用な情報である SPEEDI の予測結果及び緊急モニタリングの結果を直ちに公開する職務上の義務があったのに、これに違反し、これを公開せず、単に「直ちに影響はない」などという抽象的な繰り返しに終始したことについて、責任を負うべきである。

4 原災法 26 条 1 項 1 号にいう「情報」の意味及び同号にいう情報伝達の意味内容について

なお、被告国は、原災法 26 条 1 項 1 号は、住民への広報をなすべきことを抽象的に定めたものに過ぎず、同号にいう「情報」には放射線量の数値や SPEEDI の予測計算結果に関する情報を含まないと主張するので、この点について検討する。

(1) 原災法 26 条 1 項 1 号の「情報の伝達」とは、単なる一般的抽象的な広報を行えば良いとする趣旨ではなく、具体的に被ばくの低減に役立つ情報を伝達することを求めていると解すべきである。すなわち、同号は原子力緊急事態宣言後に行われるべき緊急事態応急対策としての情報伝達に関する規定であって、しかも「避難の勧告又は指示に関する事項」と並ぶ情報伝達を求めている。したがって「原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報」というのは、抽象的な情報では足りず、具体的にどの方向へどのように避難すべきか、またその判断の基礎となるべき具体的事実関係を含むと解すべきであって、抽象的に緊急事態宣言があったとか避難勧告又は指示があったという程度の情報を広報すればそれで足りるとの解釈は取り得ない。原子力緊急事態宣言後の緊急事態応急対策は、まさに一刻を争う状況下での住民保護のための緊急対策であ

る以上、抽象的な広報活動ではありえない。このことは、災害対策基本法 8 条 2 項 16 号が国に対し「被災者に対する的確な情報提供」を求めていることと併せて考慮すれば自明である。

(2) さらに、原災法 26 条 1 項 1 号にいう「原子力災害に関する情報」には、環境放射線の測定値に関する情報やその予測情報も含まれると解すべきである。すでに主張している通り、目に見えない放射性物質の漏えい、拡散という原子力災害の持つ特徴から、放射線量の測定値やその予測情報は、原子力災害の程度やその推移を認知するための唯一の手がかりである。したがって、「原子力災害に関する情報」には原子力災害の性質上、当然に環境放射線の測定値やその予測情報が含まれるというべきである。

(3) ところで、原災法 26 条 1 項 2 号は、緊急事態応急対策の内容として「放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項」を挙げており、ここにいう「原子力災害に関する情報」に放射線量の測定値や SPEEDI による予測計算結果を含むことは、その例示内容から明白であり異論のないところであろう。このように同項 2 号にいう「原子力災害に関する情報」に放射線量の測定値や予測計算結果が含まれる以上、同一の文言である同項 1 号にいう「原子力災害に関する情報」を別個に解釈するのは、極めて不自然である。すなわち「原子力災害に関する情報」という同一の文言は、原災法 26 条 1 項 1 号と 2 号で共通である以上、同一のものとして解釈すべきである。すでに述べたとおり、防災基本計画に「現地災害対策本部は（中略）住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う」【乙 A 第 1 号証（防災基本計画）281 ページ】とする。これは原災法 26 条 1 項 2 号に定める「原子力災害に関する情報」と同項 1 号に定めるそれが同一であることを前提としつつ、その「原子力災害に関する情報」を現地災害対策本部において整理して住民等のニーズにしたがったきめ細かい情報提供をなすべきとする趣旨であり、防災基本計画も「原子力災害に関する情報」は原災法 26 条 1 項 1 号と 2 号

とで同一の意味内容であることを前提としているものと解される。

以上